

新潟県営林事業作業標準仕様書

(昭和 60 年 3 月 20 日付け 治第 285 号)
改正 (平成 5 年 4 月 1 日付け 治第 57 号)
改正 (平成 11 年 11 月 1 日付け 林第 700 号)
改正 (平成 16 年 4 月 1 日付け 林第 96 号)
改正 (平成 18 年 4 月 3 日付け 林第 392 号)
改正 (平成 20 年 7 月 8 日付け 林第 379 号)
改正 (平成 21 年 6 月 29 日付け 林第 350 号)
改正 (令和 7 年 3 月 25 日付け 林第 1115 号)

(趣 旨)

第 1 条 県営林事業（県有林・県行造林事業）を実施する際は、新潟県林業土木工事標準仕様書によるもののほか、この標準仕様書によるものとする。また、この仕様書に定め
ない事項については監督員の指示を受けるものとする。

(地 拵)

第 2 条 地拵は、区域内にある木竹・笹・雑草の全てを地際から刈り払う全刈りとする。

- 2 刈り払った木竹・笹・雑草及び主伐木の枝条は、筋置き又は棚積とする。
- 3 筋置きは、水平方向に横置きするものとし、筋置き幅は植栽間隔により決定する。
- 4 やむを得ず寄せ焼きを行う場合は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 21 条の規定により、市町村長の許可を受けること。

(仮 植)

第 3 条 仮植は、苗木到着後直ちに行う。

- 2 仮植地は、植栽地に近い管理に便利な箇所を選び、苗木の根と土を十分に密着させるようにし、必要に応じ灌水・排水・日覆・風よけ等の処置をする。
- 3 水仮植の場合は流水で行う。

(植 栽)

第 4 条 植栽は、原則として正方形植えとし、その間隔はすぎ・ひのき類は 2.0m (ha 当たり 2,500 本)、まつ類は 1.8m (ha 当たり 3,000 本) とする。

- 2 植え穴の大きさは、すぎ・ひのき類は、直径 45 cm・深さ 30 cm 以上、まつ類は直径 30 cm・深さ 20 cm 以上の円形とする。
- 3 植え付けは苗木の根を広げて垂直に立て、落葉・落枝等が入らないように土を埋め戻し、十分に踏み締め、根本に水がとどまらないようにする。
- 4 土壌の乾燥しやすいところ及び風当たりの強いところは、深植えとする。
- 5 植え付けは、強風の日を避け、できる限り無風の曇天又は降雨の前後を選んで行う。
- 6 秋植えの場合は、健全に越冬させるため、早めに植え付けを行う。
- 7 苗木は県の指定したものとする。

(根 踏 み)

第 5 条 根踏みは、前年度の植栽木について、消雪後速やかに実施する。

- 2 根際に土を寄せて直立させ、十分に踏みしめること。
- 3 風・雪害などで抜けかかったり、かたむきの大きなものは、植え直しをする。

(補 植)

第 6 条 補植をする箇所は、枯損木を除去した跡地とする。

- 2 植え付け方法は、植栽にならう。

(雪 起 し)

第7条 雪起しは、消雪後速やかに実施する。

- 2 縄起しは、消雪後速やかに実施する。
- 3 縄起しは、雪のため倒伏した林木で成木見込みのあるもののみとする。
- 4 支柱起しの場合は、植栽木の倒伏方向の根際に支柱を立てるものとする。
- 5 雪起しは、倒伏の強いものから行うものとする。
- 6 雪起しの縄は、県の指定したものとする。

(施 肥)

第8条 施肥は、植栽木の山側に、下枝の外縁に沿って半円状に散布するものとする。

- 2 肥料の種類、施肥量については、県の指示するものとする。

(下 刈)

第9条 下刈は、雑草木類を地際から刈払う全刈りとする。

- 2 刈払いは、つる切りを含めて行うものとする。
- 3 除草剤を使用する場合は、別に指示するものとする。

(つる切り)

第10条 つる類は、地際から切断するか根もろとも引き抜き樹木から取り除くものとする。

- 2 取り除いたつる類は、束ねるなど再生しないよう処理する。
- 3 古刹剤等を使用する場合は、別に指示するものとする。

(枝 打)

第11条 枝打ちは、力枝以下を目標に除去する。

- 2 枝打ちは幹を損傷しないようにし、できる限り幹に接して平滑に切り取る。
- 3 林衣を形成している林縁木の枝は弱度に枝打ちをする。
- 4 枝打ちは、つる類の除去も含めて行うものとする。

(除 伐)

第12条 造林木の生育に支障となる雑草木類はすべて除去する。

- 2 雪害等により成木見込みのない折損木及び倒伏木等の不良木は積極的に除去する。
- 3 造林地に自生した天然性有用樹種は保存する。

(間 伐)

第13条 伐倒の時は、隣接木及び下層植栽木を損傷しないよう注意する。

- 2 切り捨て間伐の場合は以下によるものとする。

(1) 林木の形質に重点を置き、適正な林分密度(林分密度管理図による。)となるよう被圧木及び隣接木について生長を妨げるものを主体に除去する。

(2) 間伐木は、腐敗を促進させるため、樹幹が地表に接するよう枝払い玉切りを実施する。

(3) 請負者は、施工区域内の伐採全対象木を選木し、胸高直径を測定のうち幹にビニールテープを巻き、根元に一連番号のマーキングを行うとともに、書面で伐採全対象木の本数・胸高直径及び選木状況写真を監督員に提出しなければならない。

(4) 請負者は、選木完了後伐採前に、現地において監督員の確認を受けなければならない。

3 利用間伐の場合は以下によるものとする。

- (1) 利用する材の搬出時は、残存木を損傷しないように注意する。
 - (2) 林内の残材は、腐敗を促進させるため、樹幹が地表に接するよう枝払い玉切りを実施する。
 - (3) 搬出材については、検知書等、材積が確認できる資料及び集積状況の写真を履行届に添付し、提出するものとする。
- (病虫害の防除)

第 14 条 森林病虫害が発生したときは、森林病虫害等防除事業実施要領により行うものとする。

- 2 松くい虫等の駆除を行う場合は、別に定められた作業方法により薬剤散布・伐倒・焼却等を行い、再発生しないようにする。
- (野兔予防)

第 15 条 薬剤を使用する場合は、製品毎に定められた用法・用量を遵守し森林に薬害を与えないよう注意しなければならない。

- 2 ネット・ワラ等を使用する場合は、苗木の頂端部を枝で包み込むと共に、ネット等がはずれないように注意する。
- (森林作業道等の開設・補修)

第 16 条 森林作業道の事業の実施については、新潟県森林作業道作設指針に準ずるものとする。また、林業専用道（規格相当）の事業の実施については、新潟県林業専用道作設指針に準ずるものとする。

(歩道の開設・補修)

第 17 条 開設の場合の幅員は、1.0m を原則とし、歩行及び資材運搬に支障となる立木竹・笹・雑草を伐倒又は刈払いするものとする。

- 2 流水又は滞水のおそれのある箇所には、必要な廃水処置をする。
 - 3 補修とは、歩行及び資材運搬の安全を確保するため、崩落土の除去・路面の整地・排水施設の整理・支障木の除去及び雑草の刈払い等とする。
- (施工管理)

第 18 条 請負者は、新潟県が定める「林業土木工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。

ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

なお、「林業土木工事施工管理基準」が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。